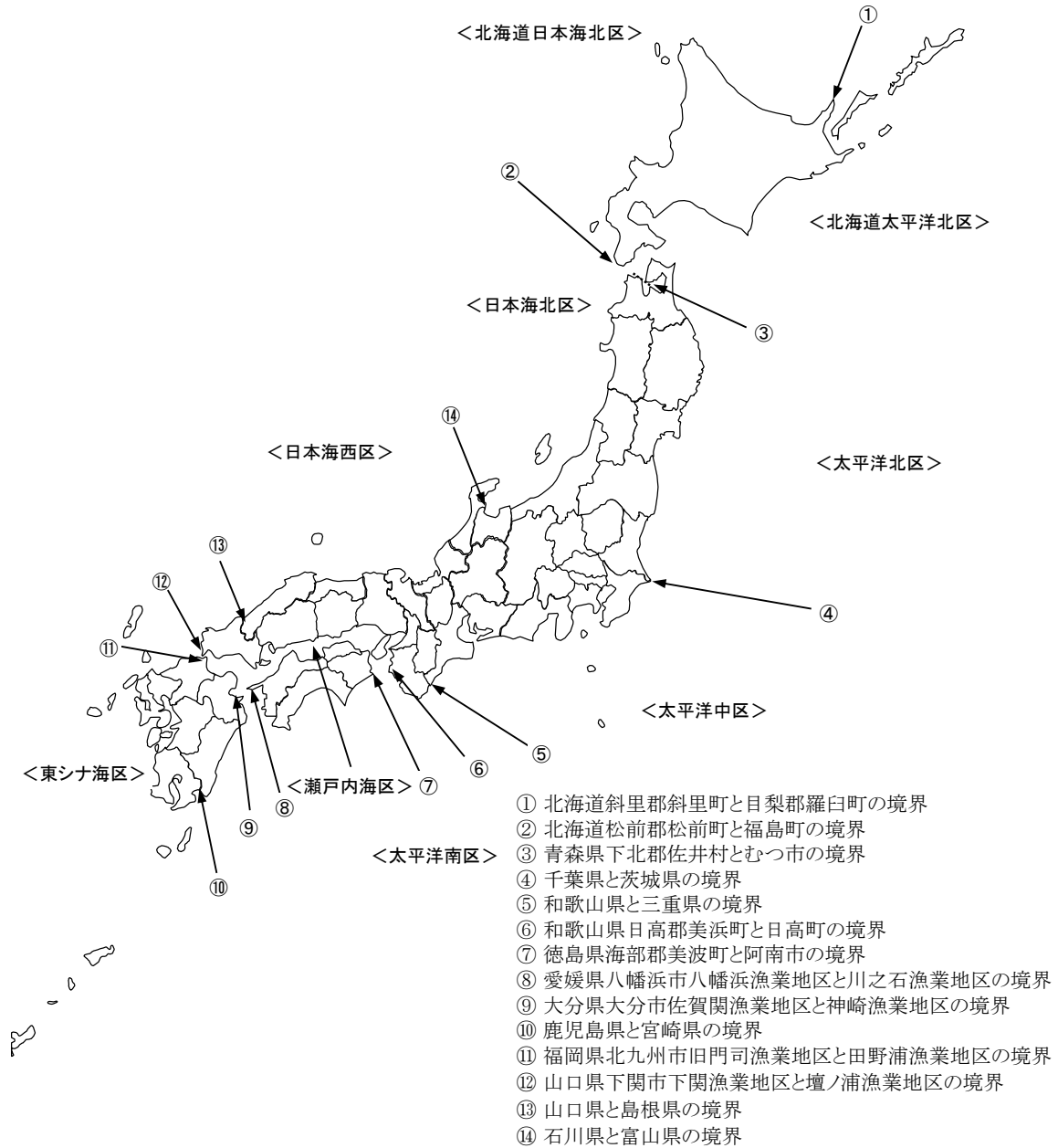


大海区区分図

水産業に関する統計表において表章している海区別の範囲は次のとおりです。



- 北海道太平洋北区 : ①・②間に属する市区町村(太平洋側)
- 太平洋北区 : ③・④間に属する市区町村
- 太平洋中区 : ④・⑤間に属する市区町村
- 太平洋南区 : ⑤・⑥間、⑦・⑧間及び⑨・⑩間に属する市町村(太平洋側)
- 北海道日本海北区 : ①・②間に属する市区町村(日本海側)
- 日本海北区 : ③・④間に属する市区町村
- 日本海西区 : ⑬・⑭間に属する市区町村
- 東シナ海区 : ⑩・⑪間及び⑫・⑬間に属する市区町村(東シナ海側)並びに沖縄県
- 瀬戸内海区 : ⑥・⑭間、⑦・⑧間及び⑨・⑩間に属する市区町村(瀬戸内海側)